

## Q622. 月給制社員の、時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金の時間単価の具体的計算方法を教えてください。

### モデルケース

月給：基本給 25万円

1日の所定労働時間：8時間

年間休日数：130日

割増率の適用猶予対象ではない

### 1. 通常の賃金の時間単価

年間所定労働日数 = 365日（閏年の場合は366日） - 休日130日 = 235日

年間所定労働時間数 = 1日の所定労働時間8時間 × 235日 = 1880時間

一月平均所定労働時間数 = 1880時間 ÷ 12か月 = 156.67時間（小数第三位以下四捨五入）

通常の賃金の時間単価 = 月給25万円 ÷ 156.67時間 = 1596円/時（小数点以下四捨五入）

### 2. 割増率

- ① 1か月の時間外労働時間の合計が60時間以下の場合 2割5分以上
- ② 1か月の時間外労働時間の合計が60時間を超える場合 5割以上
- ③ 休日労働 3割5分以上
- ④ 深夜労働 2割5分以上
- ⑤ 60時間を超える時間外労働時間が深夜に及んだ場合 7割5分以上
- ⑥ 休日労働が深夜に及んだ場合 6割以上

### 3. 割増賃金（残業代）の時間単価（小数点以下切り捨て）

- ① 1か月の時間外労働時間の合計が60時間以下の場合の時間単価  
= 1596円/時 × 1.25 = 1995円/時

- ② 1か月の時間外労働時間の合計が60時間を超える場合の時間単価  
= 1596円/時 × 1.5 = 2394円/時
- ③ 休日労働の時間単価 = 1596円/時 × 1.35 ≒ 2155円/時
- ④ 深夜労働の時間単価 = 1596円/時 × 1.25 = 1995円/時
- ⑤ 60時間を超える時間外労働時間が深夜に及んだ場合の時間単価  
= 1596円/時 × 1.75 = 2793円/時
- ⑥ 休日労働が深夜に及んだ場合の時間単価 = 1596円/時 × 1.6 ≒ 2554円/時

#### 4. 1か月60時間超の猶予対象企業

上記のとおり、1か月60時間を超える時間外労働に対しては、50%以上の割増率で計算した割増賃金を支払う必要があります。ただし、現在、以下の規模に該当する中小企業については、この割増率の適用が猶予されています。

小売業：資本金もしくは出資の額5000万円以下または常時使用する労働者数50人以下

サービス業：資本金もしくは出資の額5000万円以下または常時使用する労働者数100人以下

卸売業：資本金もしくは出資の額1億円以下または常時使用する労働者数100人以下

その他：資本金もしくは出資の額3億円以下または常時使用する労働者数300人以下

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成